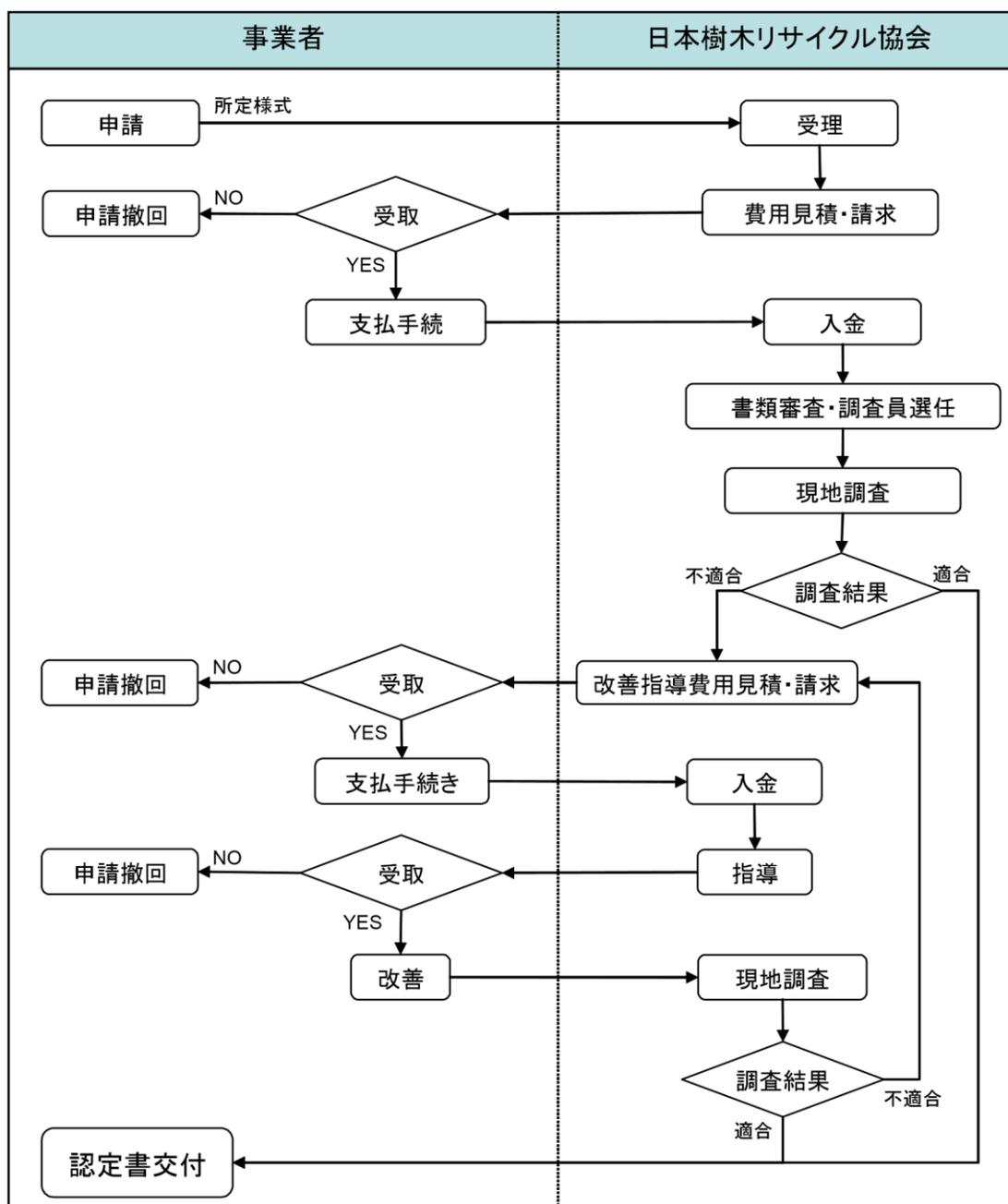


「木質バイオマス証明事業者認定」の流れについて ～林野庁「固定買取制度における木質バイオマスの証明制度」による～

10月23日に公表及び林野庁へ提出いたしました「自主行動規範」、「実施要領」に則りまして、下記のフロー図のとおり首記事業者認定を実施したいと思います。認定を希望される協会員の皆様は所定書式にご記入の上、添付書類と合わせて事務局までお送りください。



※発電燃料事業者認証委員会からの調査員につきましては、事業開始当初は本部から派遣いたしますが、費用負担軽減のため、折を見ながら出来るだけ地元支部長・総支部長に依頼する予定です。